

入札の注意事項

1 代理人が入札される場合

代表者ではなく、代理人に入札させる場合は、入札当日に参加し、県指定様式の委任状（押印あり）を提出のうえ、入札してください。

2 入札書について

（１）入札金額は、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記入してください。

※ 入札金額を訂正した入札書は無効となります。

（２）入札を辞退する場合は「入札辞退届」を提出してください。

3 入札について

入札時に本人確認を行いますので、本人確認が可能な写真付公的書類（運転免許証等）を持参してください。本人確認ができない場合は入札参加を認めませんのでご注意ください。

4 見積書について

見積書は入札が不調になった場合に、希望者と協議を行う際に使用するものです。入札時に誤って見積書を提出しないようご注意ください。

5 消費税及び地方消費税(相当額)について

入札書・見積書には、消費税及び地方消費税(相当額)は記入しないでください。

※ 消費税及び地方消費税(相当額)は契約の段階で加算します